

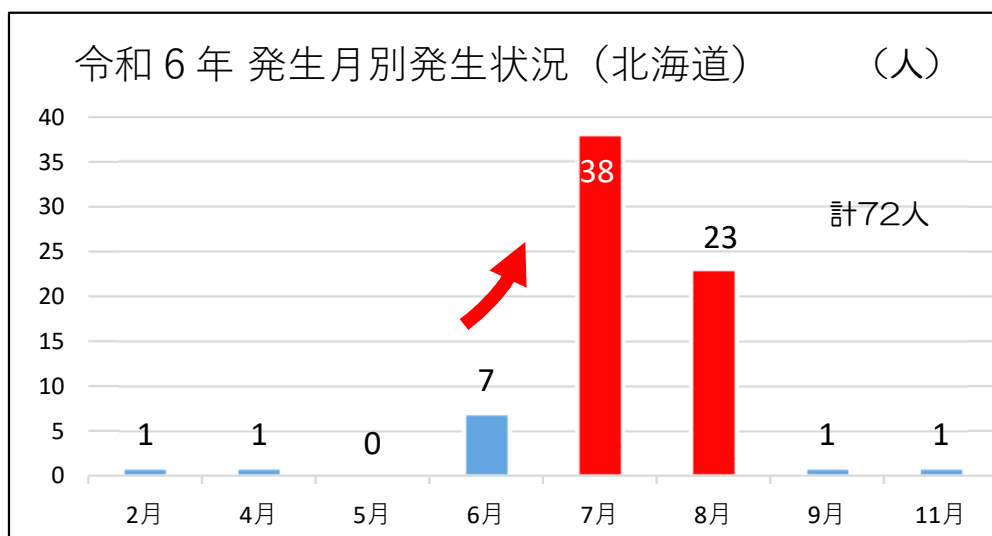


# STOP!熱中症 クールワークキャンペーン

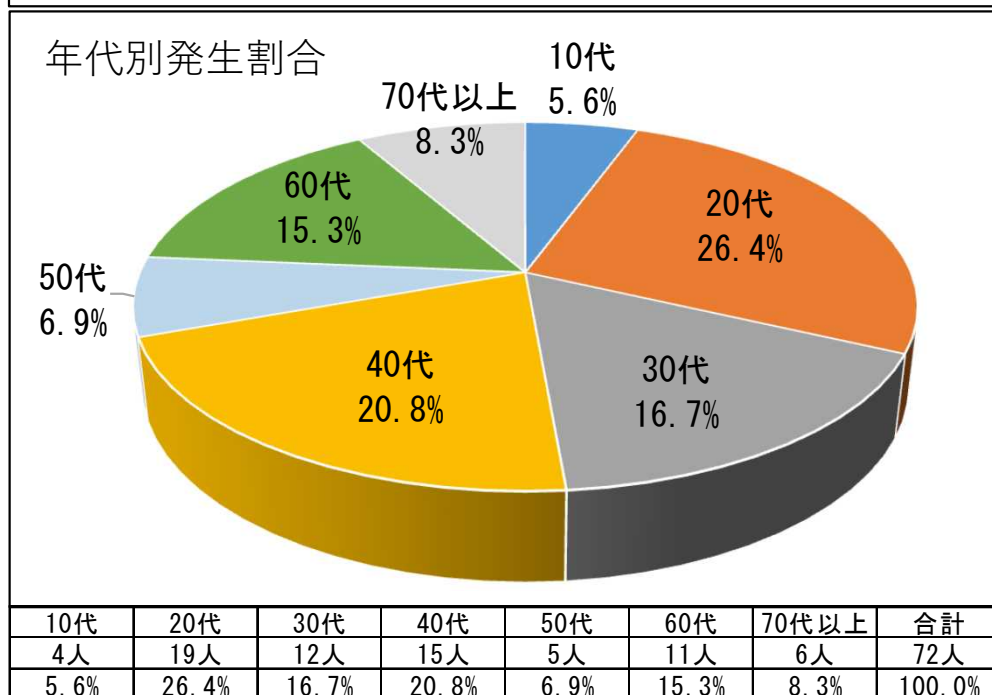
## 7月は重点取組期間です！

クールワークキャンペーン期間において、暑さが本格的となる**7月を重点取組期間**としています。

例年7月、8月に職場において熱中症が多く発生していますので、これからの時期には、より一層の熱中症の予防対策に取り組みましょう。



■5月～9月の期間においては、7月が52.8%、8月が31.9%で、7月・8月に熱中症の発生が集中しています。



■年齢別発生状況について、年代別で多い順から、20代（26.4%）、40代（20.8%）、30代（16.7%）であった。

※北海道労働局統計（熱中症休業1日以上）



# 重点取組期間中には、特に以下の事項を実施願います (クールワークキャンペーン実施要綱による)

作業環境管理	簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備、ミストシャワー等の散水設備などによる対策について、暑さ指数(WBGT)の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行う。
作業管理	急激な暑さ指数(WBGT)の上昇が予想される場合は、労働者が暑熱順化できないことから、あらかじめ定めたプログラムに沿って暑熱順化を行うとともに、暑さ指数(WBGT)に応じた作業の中断等を徹底する。 また、水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者等によるその確認の徹底を図る。
健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、暑熱順化の不足等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やす。
労働衛生教育	重点取組期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め重点的な教育を行う。
異常時の措置	<ul style="list-style-type: none"><li>本人や周りが少しでも異常を感じた際には、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送するなどの措置をとるとともに、症状に応じて救急隊を要請する。</li><li>本人に自覚症状がない又は大丈夫との申出があったとしても周囲の判断で病院への搬送や救急隊の要請を行う。</li><li>病院に搬送するまでの間又は救急隊が到着するまでの間には、必要に応じて水分・塩分の摂取を行ったり、体温の低減措置に努める。また、一人きりにしないで他の者が様子を観察する。</li><li>体調不良の者を休憩させる場合は、状態の把握が容易に行えるよう配慮し、状態が悪化した場合の連絡・対応方法を確認しておく。また、異常を認めたときは躊躇することなく救急隊を要請する。</li></ul>

## 職場における熱中症対策の強化について

令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されました。

「見つける」「判断する」「対処する」ため「体制整備」「手順作成」「周知」が必要です。 ※法令の対象となる気温・時間を確認しておきましょう！



<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

👉ポータルサイトはこちら